

重要事項説明書・契約書・個人情報同意書

共同生活援助（包括型）

すろーらいふ

株式会社芝さくら

札幌市北区屯田4条3丁目13-2



## 重要事項説明書

あなたに対する指定共同生活援助の提供開始にあたり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例に基づいて、当事業所があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

### 1 サービスを提供する事業者

名称	株式会社芝さくら
所在地	札幌市北区屯田4条3丁目13-2
電話番号	011-838-0790
代表者氏名	代表取締役 松嶋寛之
設立年月	令和1年9月1日

### 2 利用事業所

事業の種類	指定共同生活援助(介護サービス包括型)
事業所の名称	すろーらいふ
事業所の所在地	札幌市手稲区前田9条14丁目2-21
連絡先	電話番号 011-838-0790 FAX 011-351-5729
管理者	鈴木淳子
サービス管理責任者	松嶋寛之
主たる対象者	知的障害者・精神障害者・身体障害者・難病患者等
定員	32名
開設年月日	令和5年4月1日
事業所番号	0120901327

### 3 サービスの目的・運営方針

目的	利用者が地域において日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、入浴、排泄又は食事の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行います。
運営方針	利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立って関係法令を遵守し、共同生活援助及び、他の社会資源との連携を図り適正なサービスを提供します。

#### 4 サービスに係る施設・設備等の概要

当事業所では、指定基準を遵守し、以下の施設・設備を設置しています。

##### (1) 施設（すろーらいふ）

建物	構造	木造亜鉛メッキ銅板葺 2 階建 (耐火建築物)(耐震構造)
	敷地面積	460.06㎡
	延べ床面積	273.23㎡

##### (2) 主な設備（アパートタイプ 101・102・201・202）

	部屋数等	備考
居室	4室	12.2 畳
食堂兼居間	1室	1軒家1階(17.5 畳)を共有
洗面所	1か所	各居室に設置
トイレ	1か所	各居室に設置
風呂場	1か所	各居室に設置

##### 主な設備（一軒家タイプ）

	部屋数等	備考
居室	3室	全室個室
食堂兼居間	1室	1軒家1階(17.5 畳)を共有
洗面所	2か所	1.2階 設置
トイレ	2か所	1.2階 設置
風呂場	1か所	一軒家の入居者にて共有

##### サテライト(手稲前田 9 条 14 丁目 1-5 スカイハイツ花野 101・202)

	部屋数等	備考
居室	2室	12.2 畳
洗面所	1か所	各居室に設置
トイレ	1か所	各居室に設置
風呂場	1か所	各居室に設置

##### すろーらいふ 10 条

##### (手稲区前田 10 条 14 丁目 1 番 25 号マストコートブロス I 106 号・205 号・203 号)

	部屋数等	備考
居室	3室	15.1 畳
食堂兼居間	1室	108号(15.1 畳)を共有
洗面所	1か所	各居室に設置
トイレ	1か所	各居室に設置
風呂場	1か所	各居室に設置

すろーらいふ 8 条サテライト

(手稲区前田 9 条 14 丁目 1-27 ウエストタウン前田 1-A・2-D)

	部屋数等	備 考
居 室	2 室	12 畳
洗面所	1 か所	各居室に設置
トイレ	1 か所	各居室に設置
風呂場	1 か所	各居室に設置

すろーらいふ 8 条 8.7 畳 (202・207・212・306・313) 10.7 畳(208・308)

(手稲区前田 8 条 14 丁目 2-5 ピアコート前田)

	部屋数等	備 考
居 室	7 室	全室個室
食堂兼居間	1 室	206 (8.7 畳)を共有
洗面所	1 か所	各居室に設置
トイレ	1 か所	各居室に設置
風呂場	1 か所	各居室に設置

すろーらいふ 7 条

(手稲区前田 7 条 14 丁目 3-15) 106・107・201・202・205・102(共同部屋)

	部屋数等	備 考
居 室	5 室	全室個室 (1 畳)
食堂兼居間	1 室	102(9 畳)を共有
洗面所	1 か所	各居室に設置
トイレ	1 か所	各居室に設置
風呂場	1 か所	各居室に設置

すろーらいふ 2

(手稲区前田 8 条 14 丁目 2-13) 1 階北・1 階南・2 階東・2 階西

	部屋数等	備 考
居 室	4 室	全室個室 (6 畳)
食堂兼居間	1 室	居間(12 畳)を共有
洗面所	1 か所	各居室に設置
トイレ	1 か所	各居室に設置
風呂場	1 か所	各居室に設置

すろーらいふ 2 サテライト

(手稲区前田 8 条 14 丁目 2-5 ピアコート前田 210・214)

	部屋数等	備 考
居 室	2 室	8 畳
洗面所	1 か所	各居室に設置
トイレ	1 か所	各居室に設置
風呂場	1 か所	各居室に設置

## 5 サービス提供職員の設置状況

当事業所では、指定基準を遵守し、以下の職種の職員を配置しています。

### (1) 職員の配置数

職 種	員数	常 勤		非常勤	
		専従	兼務	専従	兼務
管理者	1人以上	1人以上			
サービス管理責任者	1人以上		2人以上		
世話人	1人以上			1人以上	1人以上
生活支援員	1人以上			1人以上	1人以上

### (2) 各職種の勤務体系

職 種	勤務体系
管理者	勤務時間帯(9:00～17:00) 週35時間
サービス管理責任者	勤務時間帯(9:00～12:00) 週1時間以上
夜勤者	夜勤勤務時間帯(5:00～22:00) ※利用者の生活パターンに合わせ出勤時間が変動します
世話人 生活支援員	勤務時間帯(5:00～22:00 以外) ※利用者の生活パターンに合わせ出勤時間が変動します

## 6 サービス提供の内容・料金

### (1) 訓練等給付費対象サービス内容

種類	内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
食 事	栄養の嗜好や糖尿病等の健康状態を考慮して献立を工夫します。
排 泄	排泄に関する援助を行います。
入 浴	入浴に関する援助を行います。
着替え、整容等	身だしなみ、清潔さには特に注意を払います。
活動支援	地域行事や就労への参加を促進します。 地域商店への単独買い物等を支援し、自主性を育てます。
健康管理	世話人等により観察、疾病予防、健康管理に努めます。 また、緊急時必要により、主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。 利用者が外部の医療機関に通院する場合には、その付き添い等について配慮します。
入院等に関する支援	職員が家族等に代わって入院期間中の支援を行います。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容

	金額
家賃 (月額)	「すろーらいふ」 すろーらいふ一軒家タイプ(35,000円) すろーらいふアパートタイプ(36,000円) すろーらいふ10条(36,000円) すろーらいふ8条(29,000円)(27,000円) すろーらいふ8条サテライト(36,000円) すろーらいふ7条(36,000円) すろーらいふ2(36,000円) すろーらいふ2サテライト(29,000円)
食材料費	朝食400円 昼食500円 夕食600円
光熱水費	月額10,000円(1軒家タイプ・すろーらいふ2) ※アパートタイプは実費 ※1軒家タイプでエアコン設置している場合は月額13,000円
日用品費	月額2,500円(すろーらいふ1軒家タイプ)(すろーらいふ2) 月額2,000円(一軒家タイプ以外)
金銭管理	月額2,500円(合同会社HOT企画へ業務委託)
その他	冬季暖房11月-3月 12,500円(一軒家タイプのみ)

※その他初期費用などは別紙参照

(3) 退去に関する事項

利用者が契約解除する場合、1ヶ月前に書面を持って通知が必要であり、通知が1ヶ月未満の場合は、通知から1ヶ月間の家賃を支払う事とする。

また利用者が、前項の明け渡しをするときには、経年劣化による消耗を除き、本物件を原状回復しなければならない、ただし原状回復に際し業者を利用する場合には、株式会社芝さくらの指定する業者を利用しなければならない。

(4) サービスの概要

利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(個別支援計画)を作成し、これに基づき利用者に対して指定共同生活援助を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定共同生活援助を提供できるよう努めます

(5) 訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める額)のうち9割が訓練等給付費の給付対象となります。事業者が訓練等給付費等の給付を市から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いただきます。(定率負担または利用者負担額といいます)

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証を御確認ください。

(6) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「6」サービス提供の内容(2)訓練等給付費対象外サービス内容」の項目を御参照ください。

(7) 利用料金の御支払方法

前記(1)(2)の料金は1ヶ月ごとに計算し、御請求しますので、家賃・水道光熱費(一軒家タイプのみ)日用品費、金銭管理料は前月末日まで食費は翌月月末までに翌月の家賃・水道光熱費(一軒家タイプのみ)日用品費、金銭管理料と一緒に以下のいずれかの方法でお支払いください。

ア 当事業所窓口での現金支払い

イ 下記指定口座への振込み

北洋銀行 八軒支店(049) 普通預金 0491347

ウ 金融機関口座からの口座振替

8 利用者の記録及び情報の管理等

(1)利用者へのサービス向上に関する事業所におけるサービス会議や他の事業所との連絡調整及び緊急時における医療機関等への連絡などにおいて情報提供が必要となる場合があるため、それらについては別紙個人情報使用同意書に基づき対応いたします。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

(2)利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、行政及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意(「個人情報使用同意書」による)に基づき情報提供を致します。

9 意識決定促進

事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない」、障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインの内容を遵守します。

相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、サービス担当者会議及び個別支援会議について、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き障害者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認することとする。

「本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努める」

別紙参照(障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン)

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000159854.pdf>

## 10 緊急時及び事故発生時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

利用者の かかりつけ医療機関	医療機関名： 診療科： 主治医： 電話番号：
緊急連絡先①	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：
緊急連絡先②	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：

※緊急連絡先及びかかりつけ医に連絡がつかなかった場合、緊急性を判断し当該緊急連絡先からの連絡を待つことなく当事業の判断で対応させていただきます。

## 11 苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

### (1) 苦情等申立先

当事業所 相談窓口	窓口担当者 管理者 鈴木 淳子 利用時間 9:00-17:00 電話番号 011-838-0790 苦情解決責任者 代表取締役 松嶋寛之
第三者評価状況	未実施 令和6年4月1日現在
手稲区役所 福祉課	所在地:札幌市手稲区前田1条11丁目 電話番号:011-681-2478
北海道福祉サービス 運営適正化委員会	所在地:札幌市中央区北2条西7丁目1番地 北海道立道民生活センター3階 電話番号:011-204-6310

### (2) 虐待防止及び人権擁護に関する取り組みと相談窓口

虐待防止に関する 取り組み及び 相談窓口	利用者及び障害児の人権の擁護、身体拘束、虐待の発生、または防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。 1,身体拘束・虐待の防止に関する担当者 2,成年後見制度の利用支援
----------------------------	--

	<p>3,苦情解決体制の整備  4,従業者に対し、虐待・身体拘束の防止のための研修を定期的  に実施する  5,虐待や虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法  6,身体拘束・虐待の防止のための対策を検討する委員会を  定期的  に開催し、その結果を従業に周知徹底を図る。  7,身体拘束等の適正化のために指針整備する。  窓口担当者 株式会社芝さくら  代表取締役 松嶋寛之  利用時間 9:00～17:00  電話番号 011-838-0790</p>
--	---

## 12 協力医療機関

医療機関	アイリス内科クリニック
医院長名	長谷川 完
所在地	札幌市白石区東札幌 2 条 3 丁目 7-53
電話番号	011-826-6255

※上記の他、各専門医に協力依頼しております。

## 13 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<p>自動火災報知機 有 ・誘導灯 有  ガス漏れ報知機 有 ・非常通報装置 有  非常用電源 無 ・スプリンクラー 無  室内防火栓 有  カーテン等は防災性能のある物を使用しています。  震災に備えての備蓄(食料・飲料水 10 日分)  (その他・ロープ・懐中電灯等)</p>
平時の訓練	年 2 回避難・防災訓練を、利用者も参加して実施しま す。
保険加入	<p>事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入していま  す。  加入保険会社名:あいおいニッセイ同和損害保険株式  会社 加入保険内容 :火災保険</p>

## 14 当事業所御利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	事業所の設備、器具は本来の用法にしたがって御利 用ください。これに反した御利用により破損が生じた場 合、賠償していただくことがあります。
喫煙	全室禁煙です。

貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては希望により世話人及びバックアップ事業所にて管理を致します。
宗教活動・政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動は御遠慮ください。

## 共同生活援助

### 事業所 利用契約書

\_\_\_\_\_（以下「入居者」といいます。）と株式会社芝さくら（以下「事業者」といいます。）は、入居者がグループホームにおいて、事業者から提供される障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます）に基づく訓練等給付内の共同生活援助（以下「事業所」といいます。）を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」といいます。）を締結します。

#### 第1章 総 則

##### （契約の目的）

第1条 本契約は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく訓練等給付内の共同生活援助について、入居者の地域における生活を支援し、事業者が提供する事業所サービスの内容と入居者が支払うべき料金との関係を明確にし、入居者と事業者の双方の理解と合意のもとに事業所サービスが提供されることを目的とします。

##### （事業所サービス）

第2条 事業者は、別紙「重要事項説明書」に定める内容の事業所サービスを利用者に提供するものとします。

##### （契約期間）

第3条 この契約の期間は、令和 年 月 日からとします。

- 2 前項の契約期間満了の日に引き続き、入居者について訓練等給付費の支給が決定されたときは、その決定された期間本契約は更新するものとします。また、それ以降の契約期間満了に伴う更新についても同様とします。ただし、期間満了の3ヶ月前までに入居者から本契約を更新しない旨の申し入れがあった場合、または、第14条もしくは第15条により本契約が解除された場合は、本契約は終了するものとします。

#### 第2章 サービス計画

##### （個別支援計画の作成）

第4条 事業者は、入居者の個別支援計画を作成し、これにもとづいた事業所サービスを提供するものとします。

- 2 前項の個別支援計画について、事業者は次の各号の業務をサービス管理責任者に行わせるものとします。

- (1) 入居者について解決すべき課題を把握し入居者の意向を踏まえた上で、事業所サービスの目標及びその期間、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点などを盛り込んだ個別支援計画を、入居前に作成するものとします。
- (2) 前号の個別支援計画については、その内容を記した書面を入居者に交付・説明し内容の確認ならびに記名を受けるものとします。
- (3) 個別支援計画にもとづくサービス提供の現況等については、少なくとも6ヶ月に1回、もしくは入居者の要請があった場合には調査・評価するものとします。
- (4) 前号の調査・評価の結果、個別支援計画変更の必要があると認められる場合は、入居者と協議して、計画を変更することにし、その内容を記した書面を入居者に交付・説明し、内容の確認ならびに記名を受けるものとします。

### 第3章 利用料金

#### (利用料金)

第5条 事業者は、事業所サービスの提供に当たっては、あらかじめ入居者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明し、入居者の同意を得るものとします。

- 2 入居者は、事業所サービスの対価として訓練等給付費のうち市町村が定める利用者負担額を事業者に支払うものとします。また、訓練等給付費のうち利用者負担額以外については、事業者が市町村から代理受領することとします。
- 3 入居者は、本人の希望による訓練等給付費対象外サービス提供の対価として、別紙「重要事項説明書」に定める利用料金を事業者に支払うものとします。

事業者は、訓練等給付費対象外サービスに要する費用を、物価の変動その他の理由により相当な額に改定することが出来るものとします。

- 4 第2項および第3項の利用料金のうち、月を単位とするものについては、入居者が月の初日以外の日に該当サービスの利用を開始した場合、あるいは、月の末日以外の日に利用を終了した場合は、該当月の暦日数を基礎として、利用日数の割合で計算した額を支払うものとします。

#### (利用料金の支払い等)

第6条 事業者は、当月の利用料金合計額の請求書を、翌月20日までに入居者に送付するものとします。

- 2 入居者は、前項により請求のあった利用料金の合計額を、月末日までに支払うものとします。
- 3 訓練等給付費対象外サービスでその費用が入居者個人の消費にかかるものは、その都度精算するものとします。

## 第4章 事業者の義務

### (事業者の姿勢)

第7条 事業者は、入居者の人間としての尊厳を重んじる姿勢を堅持すると共に、法律及び事業者の定めた諸規程を遵守し、事業者としての義務を果たします。

### (事業者の義務)

第8条 事業者は、サービスの提供に当たって、入居者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

- 2 事業者は、常に入居者の健康に注意すると共に、入居者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師と連携し、入居者からの聴取・確認を行ったうえで、必要なサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、入居者または他の入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、医師の指示によることなく身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わないものとします。なお、こうした行為を行った場合は速やかに法定代理人または身元引受人に報告するものとします。
- 4 事業者は、入居者に対する事業所ホームサービスの提供について記録等を作成し、それを事業者が定める文書取扱規程で規定する間保管し、入居者の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 5 事業者は、入居者のプライバシーの保護について、十分な配慮をするものとします。ただし、事業所サービスの実施及び安全衛生上の管理の必要があると認められる場合、入居者は、事業者及び職員が居室などに立ち入り、必要な措置を取ることを認めるものとします。

### (守秘義務)

第9条 事業者は、正当な理由がある場合を除き、入居者またはその家族の個人情報を他に漏らさない義務を負うものとします。

- 2 事業者は、職員が退職後、在職中知り得た入居者またはその家族の個人情報を漏らすことのないように必要な措置を講じるものとします。

## 第5章 入居者の義務

### (事業所利用規則の遵守)

第10条 入居者は、事業所利用規則を守るよう努めます。

### (入居者のグループホーム利用上の注意義務等)

第11条 入居者は、事業所をその本来の用途に従って、利用するものとします。

## 第6章 損害賠償

### (損害賠償)

第12条 事業者は、本契約に基づく事業所サービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により入居者に生じた損害について賠償する責任を負うものとします。また、第9条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任の履行については速やかに行うものとします。

3 入居者は、故意または過失により事業者に損害を与え、または無断で備品の形状を変更したときは、その損害を弁償し、または原状に復する責務を負うものとします。なお、損害賠償の額は入居者本人の心身の状況を考慮して減免出来るものとします。

## 第7章 契約の終了

### (契約の終了事由)

第13条 入居者または事業者が次の各号のいずれかに該当した場合、本契約は終了するものとします。

(1) 入居者が死亡した場合。

(2) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない理由により

事業所を閉鎖した場合。

(3) 事業者の滅失や重大な毀損により、事業所サービスの提供が不可能になった場合。

(4) 事業者が共同生活援助事業所の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合。

(5) 第14条もしくは第15条に基づき本契約が解約された場合。

### (入居者からの契約解約)

第14条 入居者は、30日以上の予告期間において文書で事業者に通知することによりこの契約を解約することが出来るものとします。ただし、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することが出来るものとします。

(1) 事業者が正当な理由なく事業所サービスを提供しない場合。

(2) 事業者が第9条に定める守秘義務に違反した場合。

(3) 事業者が故意または過失により入居者の身体・財物・信用等を傷つけたり著しい不信行為があったとき、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。

(4) 他の入居者が入居者の身体・財物・信用等を傷つけもしくは傷つける恐れがあるにもかかわらず、事業者が適切な対応を取らない場合。

### (事業者からの契約解除)

第15条 事業者は、やむを得ない理由がある場合には、1週間の予告期間において文書で通知することによりこの契約を解約することができるものとします。ただし、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより、直ちに本契約を解約することが出来るものとします。

- (1) 入居者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- (2) 第5条にもとづき入居者が事業者を支払うべき事業所サービスの利用料金を3ヶ月以上滞納し、相当期間を定めて督促したにもかかわらず、その期限までに支払われない場合。
- (3) 入居者が医療機関に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院の見込みがない場合、または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合。
- (4) いかなる理由があろうと、他利用者及び事業所職員に対して暴言、暴力、セクハラ行為などがあった場合
- (5) 無断外泊に伴い利用者が行方不明になり連絡がつかなくなった場合。

(契約の終了に伴う援助)

第16条 本契約が終了し、入居者が事業所を退所する場合には、入居者の希望により、事業者は入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を速やかに行うものとします。

- (1) 適切な医療機関または指定介護老人福祉施設等の紹介。
- (2) 他のグループホーム等の共同生活援助事業者の紹介。
- (3) その他の保険医療サービス、福祉サービスの提供者の紹介。

(居室の明け渡しと精算)

第17条 本契約が終了する場合において、入居者はそれまでに提供された事業所サービスに対する第5条に基づく利用料金支払い義務及びその他の条項にもとづく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。

(残置物の引渡し等)

第18条 事業者は、本契約が終了した後において、入居者の残置物がある場合、入居者、または身元引受人等にその旨を連絡するものとします。

- 2 入居者または身元引受人等は、前項の連絡を受けた後、1週間に残置物を引き取るものとします。
- 3 事業者は、前項に定める期間を過ぎても、入居者または身元引受人等が残置物を引き取らない場合は、当該残置物を入居者または身元引受人等に引き渡すものとしますが、引き渡しが困難な場合は、株式会社芝さくらにて処分する。但し、その引き渡し及び処分に係る費用は入居者または身元引受人等が負担するものとします。
- 4 第15条(5)に該当した場合、契約解除を行い、音信不通状態になった日から起算して1週間経過後、身元引受人等に引き渡すものとします、引き渡しが困難な場合は、株式会社芝さくらにて処分する。但し、その引き渡し及び処分に係る費用は入居者または身元引受人等が負担するものとします。

## 第8章 その他

### (苦情解決)

第19条 事業者は、提供した事業所サービスに関する入居者等からの苦情に対して、苦情解決に関する規則にもとづき、苦情を受け付ける窓口等を設置して適切に対処するものとします。

### (身元引受人)

第20条 事業者は、入居者に対し、身元引受人を立てることを求めるものとします。ただし、社会通念上、これが出来ない相当の理由があると認められる場合は、その限りではありません。

2 身元引受人は、本契約にもとづき入居者の債務を負うときは、入居者と連帯して履行の責任を負うものとします。

3 身元引受人は、前項の義務のほか、次の各号の責任を負うものとします。

- (1) 入居者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように事業者には協力すること。
- (2) 第13条第2号以下の各号のいずれかに該当して契約が終了した場合、事業者と連携して入居者の状態に見合った適切な受け入れ先確保に努めること。
- (3) 入居者が死亡した場合の遺体の引き取り、遺留金品の処理その他必要な措置

### (捺印の撤廃)

第21条 契約書・重要事項説明書・個別計画書などの署名・捺印などにつきましては署名をもって、捺印・住所記載を省略できるものとする。

### (協議事項)

第22条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者総合支援法その他諸法令の定めるところに従い、入居者と誠意をもって協議するものとします。

## グループホームにおける重度化対応に関する指針 【すろーらいふ】

### 重度化対応に関する指針

- 1.当ホームにおける重度化対応に関する考え方 重度化された場合の対応にあたっては、介護方法、治療等について、ご本人の意思ならびにご家族の意向を最大限に尊重して行わなければなりません。対応する上で利用者と事業者との間で話し合いを行い、相互に同意された内容については確認をとりながら、多職種協働によりご本人およびそのご家族への継続的支援を図ります。  
また、重度化された場合における対応に定められた内容を遂行するため、医療機関等との連携およびチームケアを推進することにより取り組みを行います。
  - (1) 環境の変化の影響を受けやすい利用者が、「その人らしい」生活を送ることができるように、尊厳ある生活を保ち「生活の質」が最高のものとして実現できるケアに努めます。
  - (2) できる限り当ホームにおいての生活が継続できるよう、日常的に健康管理には留意し、医療的ニーズが発生した場合には適切な対応がとれるよう、医療との連携を図ります。

※ やむを得ず、当ホームでの生活の継続が困難となった場合は、ご本人・ご家族への説明・同意を得て、次の生活拠点の確保とスムーズな拠点移動ができるよう配慮します。
- 2.重度化対応の体制 医療連携加算Ⅶ算定  
重度化に伴う医療ニーズに応えるため、協力医療機関とともに、即応出来る連携体制を確保します。
- 3.看護職員の体制  
看護職員は、24時間連絡対応できる職員を1名と連携をとり、急性期における医療機関等との連絡調整などを行います
- 4.急性期における看護師との連携体制  
看護師:杉山 ひとみ 080-6088-0811
- 5.多職種協働によるチームケアの体制 各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

上記の契約書及び重要事項説明書を証するため、本書 2 通を作成し、入居者及び事業者が記名の上、各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

入居者 氏名 \_\_\_\_\_

身元引受人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

事業者 所在地 札幌市北区屯田4条3丁目13-2

名称 株式会社芝さくら

代表者 代表取締役 松嶋寛之

# 個人情報使用同意書

私の個人情報(※)について、次に記載するとおり貴事業者（株式会社芝さくら）が必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

(※) ご署名いただいたご家族様の個人情報を含みます。

## 記

### 1、使用する目的

サービス担当者会議等において他のサービス事業者等と情報を共有・連携し、障害者総合支援法に関する法令等に基づき行う共同生活援助を他機関と連携し適切かつ効果的に実施、提供するため。

緊急時等において、利用者の生命やその他有する権利・利益を保護するため。

### 2、使用にあたっての条件

個人情報の使用は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限にとどめ、情報提供が必要となる相手方以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

事業者は、個人情報を使用した状況等の記録を保管しておくこと。

### 3、個人情報の内容（例示）

氏名、住所、利用者の心身の状況やその置かれている環境、支援を行う上での課題、健康状態、病歴、家庭状況等。

### 4、保管方法

業務効率化の為、クラウドサービスソフトを使用し従業員以外に情報が洩れないようパスワードを用い管理。従業員が退職する際、都度パスワードを変更します。

以上

令和            年            月            日

利用者

氏 名 \_\_\_\_\_

ご家族

氏 名 \_\_\_\_\_ 続柄 (            )

代理人

氏 名 \_\_\_\_\_ 続柄 (            )

株式会社芝さくら  
身元引受人の契約書  
(利用契約に伴う身元引受人)

私 \_\_\_\_\_ は、身元引受人を選任することができない為、事業所サービス利用契約書第20条の規定に伴う対応の全てを株式会社芝さくらに依頼致します

利用者及び株式会社芝さくらは 明記の上、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

入居者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

身元引受人

住所 札幌市北区屯田4条3丁目13-2

氏名 株式会社芝さくら 代表取締役 松嶋寛之

**【別紙】**

すろーらいふアパートタイプ・すろーらいふ 10 条・すろーらいふ 7 条・サテライト(すろーらいふ・すろーらいふ 8 条)

(1) 家賃 月額 36,000 円

※月の途中で入居した場合は日割りとする

※収入に応じて市町村より 10,000 円の家賃補助があります

(2) 光熱水費 実費

(3) 日用品費 月額 2,000 円

(4) 金銭管理費 月額 2,500 円

すろーらいふ 8 条(すろーらいふ 2 サテライト)

(1) 家賃 月額 29,000 円

※月の途中で入居した場合は 1 日 970 円

※収入に応じて市町村より 10,000 円の家賃補助があります

(2) 光熱水費 実費

(3) 日用品費 月額 2,000 円

(4) 金銭管理費 月額 2,500 円

すろーらいふ一軒家タイプ・すろーらいふ 2

(1) 家賃 月額 35,000 円 (すろーらいふ一軒家タイプ)

家賃 月額 36,000 円 (すろーらいふ 2)

※月の途中で入居した場合は 1 日 1,170 円

※収入に応じて市町村より 10,000 円の家賃補助があります

(2) 光熱水費 月額 10,000 円

冬季暖房 11 月-3 月 + 12,500 円

エアコン付きの居室 + 3,000 円

※月の途中で入居した場合日割り計算致します

(3) 日用品費 月額 2,500 円

(4) 金銭管理費 月額 2,500 円

**【食材費】共通**

朝食 400 円 30 日 12,000 円

昼食 500 円 30 日 15,000 円

夕食 600 円 30 日 18,000 円

キャンセルは 3 日前まで

**【日用品費】**

ゴミ袋、トイレトーパー、石鹼、Wi-Fi 利用など

**【金銭管理方法】**

責任者 株式会社芝さくら 代表取締役 松嶋寛之  
補助者 合同会社HOT企画 行政書士 細谷和之 (通帳・出納管理)

**【初期費用】すろーらいふ 2**

敷金 (3ヶ月分)	108,000 円
火災保険料(2年分)建物全体按分	22,952 円
火災保険料(2年分)自分の居室(直接保険会社と契約)	19,190 円
合計	145,052 円

**【初期費用】すろーらいふ一軒家タイプ**

敷金 (3ヶ月分)	105,000 円
火災保険料(2年分)建物全体按分	16,230 円
火災保険料(2年分)自分の居室	13,670 円
合計	134,900 円

**【初期費用】すろーらいふサテライト/すろーらいふ 10 条**

敷金 (3ヶ月分)	108,000 円
火災保険料(2年分)自分の居室	18,000 円
合計	126,000 円

**【初期費用】すろーらいふ 8 条(すろーらいふ 2 サテライト)**

敷金 (3ヶ月分)	87,000 円
火災保険料 (2年分)自分の居室	16,980 円
合計	101,100 円

**【初期費用】すろーらいふ 7 条、すろーらいふ8条サテライト**

敷金 (3ヶ月分)	108,000 円
火災保険料(2年分)自分の居室	16,980 円
合計	124,980 円